

第2章 平時から理解しておくことが望ましい事項

2. 1 共通事項

(1) 防災体制に関する事項

要配慮者利用施設における避難確保計画は、当該施設を利用する要配慮者（利用者）が、水害（洪水、内水、高潮、津波）、土砂災害により被害を受けることがないように、施設の職員や利用者を災害から守ることを目的に作成するものです。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じて当該計画を見直ししていくことも重要です。

(緊急時の職員配置と参集体制)

- 水害（洪水、内水、高潮、津波）、土砂災害のおそれのある時の施設職員の役割分担や、勤務時間内外の参集体制及び参集基準を定めておくことが必要です。
- 的確な情報収集・伝達、そして迅速な避難行動ができるように、誰が何をするのかを明確にし、必要な業務を実施できる人員を確保しておくことが重要です。
- 昼間だけでなく、施設職員が少ない夜間についても体制を確保しておくことが必要です。

(施設職員間や施設の内外との連絡体制の整備)

- 災害発生のおそれがある場合や災害発生時には、情報の共有が重要となります。そのため、あらかじめ施設職員間や施設内外の情報の伝達手段、伝達ルートのほか、避難する際に協力を要請する町内会、病人・怪我人が出た際に受け入れてもらう病院や診療所等の連絡先（昼間・夜間）などを記入した連絡体制表を作成することが重要です。
- 作成した連絡体制表は施設職員一人ひとりに配付するとともに、施設内の職員がいつでも確認できる場所に掲示しておくことが大切です。
- 連絡体制表は、市町村役場、自主防災組織、消防署、警察署等の関係先と共有し、災害の危険性が高まった際の連絡先を明確にしておくことが重要です。

(事前の対策)

- 水害（洪水、内水、高潮、津波）、土砂災害の発生のおそれがある場合における対応として、夜間当直施設職員の増員やデイサービスの中止などについてあらかじめ検討しておき、各施設職員の役割分担を再確認しておきましょう。

(情報収集と伝達)

- 情報収集は、水害（洪水、内水、高潮、津波）、土砂災害に対する警戒避難体制をとるために重要な役割となります。
- あらかじめ、収集する情報と入手手段を確認しておきましょう。
- 情報収集班の担当者は、気象情報や災害情報等、テレビ、ラジオ、インターネットを活用し、積極的に情報収集することが重要です。
- 停電時には、ラジオ、タブレット、携帯電話等を活用して情報収集することになります。これに備えて、乾電池、充電器等を確保しておきましょう。
- 行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面等に危険な前兆が無いか等の確認を安全に配慮し、危険な場所には近づ

かないで施設内から情報収集を行いましょう。

- 収集した情報は、施設職員で共有しましよう。

(2) 収集する主な情報に関する事項

- 収集する主な情報及び収集方法は表 18 のとおりです。

表 18 主な情報及び収集方法

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
洪水予報・水位到達情報（氾濫危険情報、内水氾濫危険情報、海岸高潮氾濫危険情報）	テレビ、ラジオ、インターネット（情報提供機関のウェブサイト）
排水施設の稼働状況	〇〇市からのファックス（〇〇市と事前に調整）
土砂災害警戒情報	テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール
避難勧告等 ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示（緊急）	防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット（市役所のウェブサイト等）、緊急速報メール

- 情報伝達先として、施設の緊急時連絡先、施設内の情報伝達先及び市町村役場等の連絡先を共有します。
- 緊急時に速やかに連絡できるようあらかじめ連絡事項をとりまとめた様式、内容、伝達方法等も整理します。
- 応援当番職員参集から全職員参集に移行し、避難する恐れがある場合には、市町村役場等及び施設利用者に連絡します。
- 避難の完了後、市町村役場等に避難が完了した旨連絡します。
- 災害による被災の危険が無くなり、施設に戻る際には、市町村役場等にその旨連絡を行います。
 - ※ 避難勧告のうち、要配慮者利用施設の避難開始の基準は「避難準備・高齢者等避難開始」とするため、その旨を計画に明示しておく必要があります。
 - ※ 市町村役場、消防等への伝達手段については、事前に協議し、FAX、メール利用のいずれを利用するかを決定しておくことが望ましいといえます。
 - ※ 連絡事項をとりまとめた様式、内容、伝達方法及び着信確認方法についても記載しておくことが望ましいといえます。

(3) 情報収集の留意点

- 水防法第 15 条第 1 項第 4 号ロに基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、市町村から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 1 項第 2 号に基づき洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供されます。
- また、水防法第 15 条の 3 第 6 項の規定により自衛水防組織を設置した場合には、当該自衛水防組織の構成員（情報を受ける構成員を市町村に報告）に対しても、水防法 15 条第 1 項第 2 号に基づき市町村から洪水予報河川においては洪水予報が、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸においては水位到達情報が提供されます。
- 津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項第 4 号に基づき市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 2 項に基づき市町村長から津波に関する情報、予報及び警報が提供されます。
- 内水に関する情報については、特に迅速な受信が必要であるため、事前に伝達方法等について市町村と調整しておくことが望ましいといえます。また、排水ポンプ場が排水不能になった場合には浸水の可能性が高まることから、排水施設の稼働状況についても情報を受信できるよう、市町村と調整しておくことが望ましいといえます。
- 大規模な水害が発生した場合には、停電が十分に想定されることから、停電時においても情報を収集できるよう検討しておく必要があります。
- 土砂災害防止法第 8 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、市町村地域防災計画に記載された要配慮者利用施設については、市町村から当該施設の所有者又は管理者に対して、同条第 2 項に基づき土砂災害に関する情報、予報及び警報が提供されます。

(4) 避難の実施

- あらかじめ設定した避難基準に達した場合は、直ちに避難を開始します。
 - また、避難開始を館内放送等により、施設職員、利用者等に周知することが必要です。
 - 天候や利用者の状況に応じて、あらかじめ設定した避難場所に避難するかを避難誘導する職員や利用者にも明確に周知し、避難行動を開始することが必要です。
 - 逃げ遅れた人がいないか、避難誘導の前後には必ず人数の確認を行うとともに、避難開始や避難完了について、関係機関等に報告することが望ましいです。
- ※ 周知する放送内容については、事前に決めておく事が望ましいです。

(5) 防災教育及び訓練の実施に関する事項

- 要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法第 15 条の 3 第 5 項、津波防災地域づくりに関する法律第 71 条第 2 項、土砂災害防止法第 8 条の 2 第 5 項により、避難確保計画に基づく訓練の実施が義務づけられています。
- 災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要であり、国土交通省や都道府県では土砂災害や防災に関する出前講座を行っているところもありますので積極的に活用しましょう。
- 防災教育の実施にあたっては、地域の砂防行政の経験者（砂防ボランティア等）や防

災士等の有資格者の方々に、講演者及びアドバイザーなど、専門家として関わってもらうことも有効です。

- なお、定期的に土砂災害を想定した避難訓練を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認をすることが重要です。施設単独の避難訓練だけでなく、地域で開催される避難訓練へも積極的に参加し、地域と一体となった警戒避難体制を確保しましょう。また、避難訓練の実施にあたって、土砂災害ハザードマップを活用したり、専門家による講話及び避難方法等に関する助言を得ることも検討しましょう。また、平時から、地域住民といざというときの避難方法などについて話し合うことも有効です。

2. 2 洪水に関する情報

表 19 気象庁が発表する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき
洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき

※気象業務法に基づく特別警報には、洪水に関する特別警報は定められていません。

※気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/kijun/index.html>

表 20 国土交通省または都道府県と気象庁が共同で発表する洪水予報・水位到達情報

洪水予報・水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
〇〇川氾濫注意情報	〇〇川△△水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階
〇〇川氾濫警戒情報	〔洪水予報〕 〇〇川△△水位観測所の水位が一定時間後に氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 〔水位到達情報〕 〇〇川△△水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
〇〇川氾濫危険情報	〇〇川の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安としてあらかじめ定められた水位）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※水位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

<http://www.river.go.jp/>

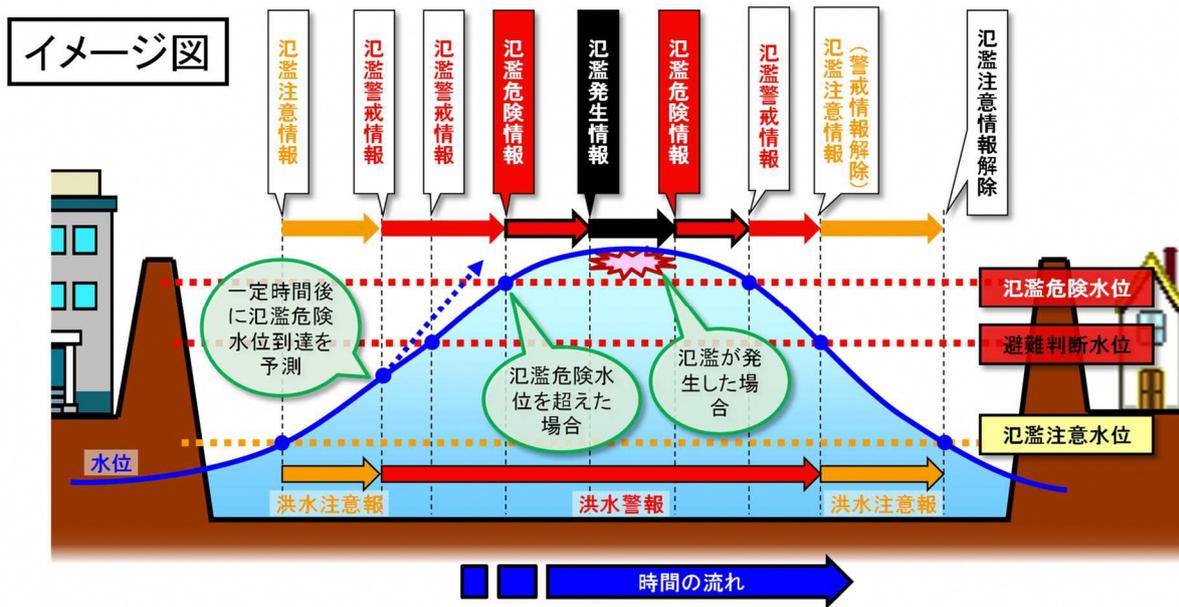


図 21 イメージ図

洪水に関する情報の詳細な解説は、下記をご参照下さい。

気象庁 WEB サイト「洪水に関する防災気象情報の活用」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ame_chuui/ame_chuui_p8-2.html

2. 3 内水に関する情報

表 21 気象庁が発表する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

表 22 都道府県知事又は市町村長が発表する水位到達情報

水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
〇〇市〇〇地区 内水氾濫危険情報	[水位到達情報] 〇〇市〇〇地区の排水施設等の水位が氾濫危険水位に到達した場合。	避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

2. 4 高潮に関する情報

表 23 気象庁が発表する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
高潮特別警報	数十年に一度の強さの台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想したとき

※気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。

<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

表 24 都道府県知事が発表する水位到達情報

水位到達情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
〇〇海岸高潮氾濫危険情報	[水位到達情報] 〇〇海岸△△検潮所の水位が氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階

※潮位の情報は、以下のホームページから入手することができます。

<http://www.jma.go.jp/jp/choi/>

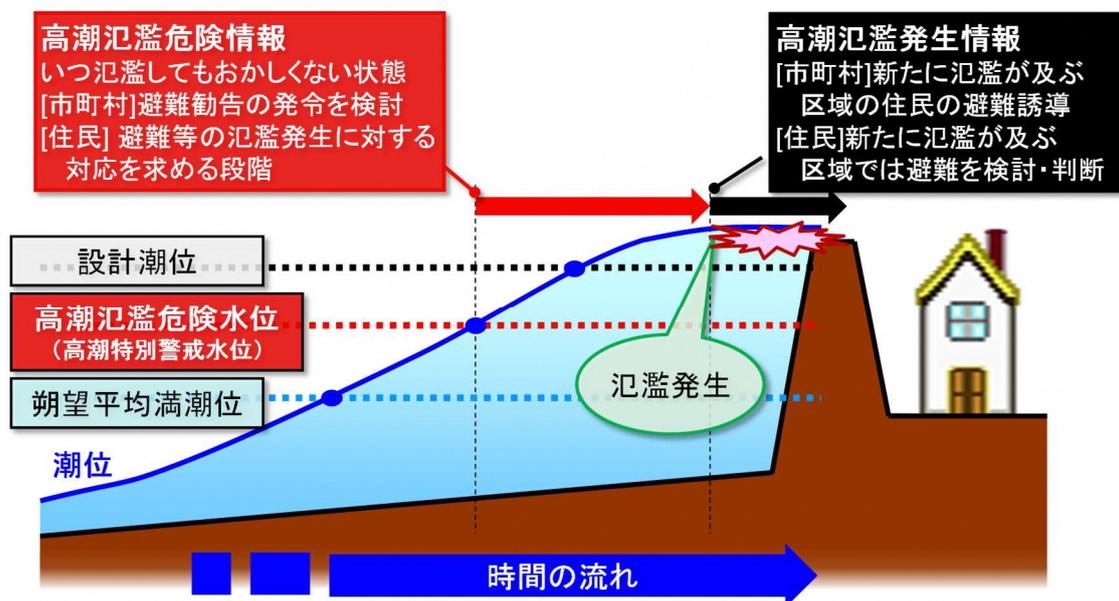


図 22 イメージ図

高潮に関する情報の詳細な解説は、下記をご参照下さい。

気象庁 WEB サイト「高潮に関する防災気象情報の活用」

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/ame_chuui/ame_chuui_p8-3.html

2. 5 津波に関する情報

表 25 気象庁が発表する気象情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合 の発表	
大津波警報 (津波特別警報)	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合。	10 m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10 m (5m<予想高さ≤10m)		
		5 m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合。	3 m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1 m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

※気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に、大津波警報（津波特別警報）、津波警報または津波注意報を津波予報区単位で発表します。（津波予報区：下記アドレス）

<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/t-yohokuinfo.html>

※予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

※気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

表 26 津波情報の種類

種類	内容
津波到達予想時刻・ 予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

津波に関する情報の詳細な解説は、下記をご参照下さい。

気象庁 WEB サイト「津波警報・注意報、津波情報、津波予報について」

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/tsunamiinfo.html>

2. 6 土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）に関する情報

表 27 気象庁が発表する警報・注意報

警報・注意報の種類	発表基準
大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想したとき
大雨特別警報（土砂災害）	大雨による重大な土砂災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき

※気象庁が発表する警報・注意報については、以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できます。
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index.html>

表 28 都道府県と気象庁が共同で発表する情報

情報の種類	発表基準	市町村・住民に求められる行動
〇〇市（町・村） 土砂災害警戒情報	「過去の重大な土砂災害の発生時に匹敵する極めて危険な状況となり、この段階では命に危険が及ぶような土砂災害がすでに発生していてもおかしくない」という基準を設定し、避難にかかる時間を考慮して2時間先までに基準に到達すると予測されたときに発表	市町村：避難勧告の発令 住民：避難の実施

（1）土砂災害の種類

土砂災害は、大きく分けてがけ崩れ（急傾斜地の崩壊）、土石流、地すべりの3種類に分類されます。

① がけ崩れ（急傾斜地の崩壊）

雨などの影響によって、土の抵抗力が弱まり、急激に斜面が崩れ落ちる現象。ひとたび人家を襲うと逃げ遅れる人も多く死者の割合も高い。

② 土石流

山腹や溪床を構成する土砂石礫の一部が長雨や集中豪雨などによって水と一体となり、一気に下流へ押し流される現象。流速 20～40km/h で一瞬のうちに人家などを壊滅させてしまう。

③ 地すべり

斜面の土塊が地下水などの影響により、すべり面に沿ってゆっくりと斜面下方へ移動する現象。一般的に広範囲に及び移動土塊量が大きいため甚大な被害を及ぼす可能性が高い。

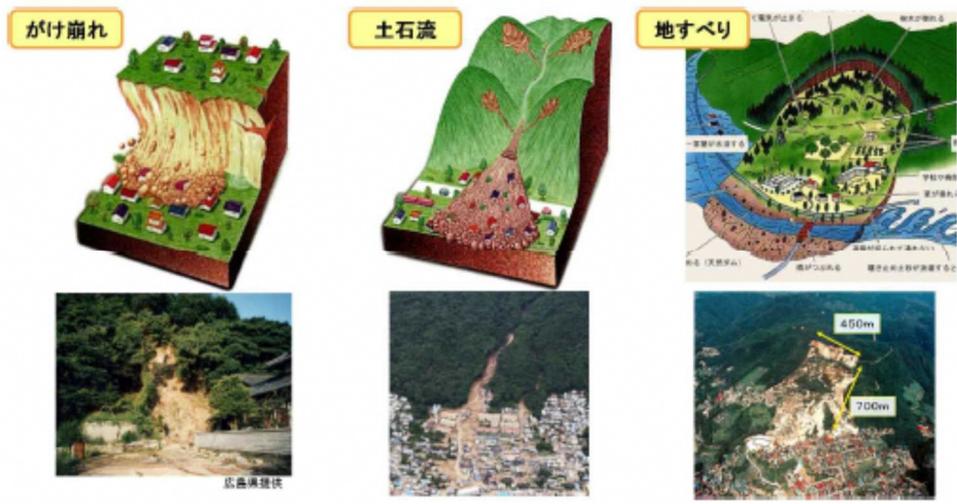


図 23 土砂災害の種類

(2) 土砂災害のおそれのある場所

土砂災害のおそれのある場所として、土砂災害防止法に基づき、都道府県知事が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を指定します。ただし、これらの警戒区域外でも土砂災害が発生する可能性がありますので、注意が必要です。

■土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として指定された区域です。

■土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として指定された区域です。

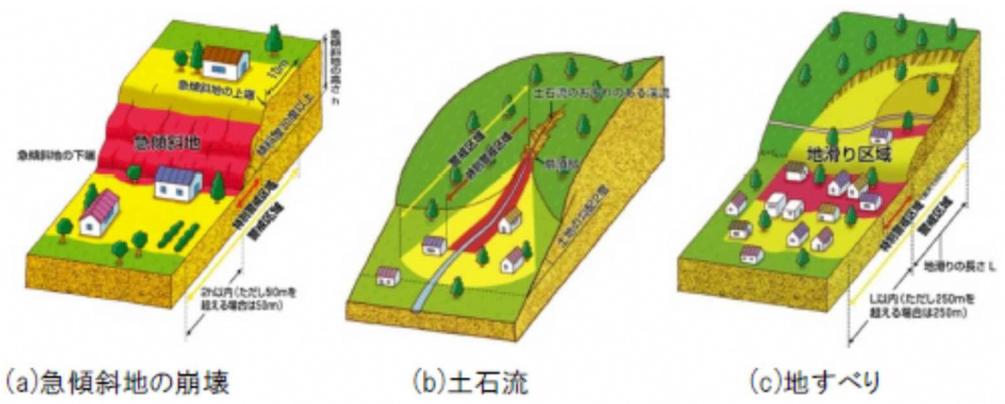


図 24 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域（イメージ）

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に関する情報については、都道府県のホームページ等で確認できます。

(3) 土砂災害の避難に関する情報

土砂災害の避難に関する情報として、土砂災害警戒情報、気象情報及び避難勧告等の関係を図 25 に、土砂災害警戒情報に関して表 29 及び図 26 に、防災気象情報とその利活用に関して図 27 にそれぞれ示します。

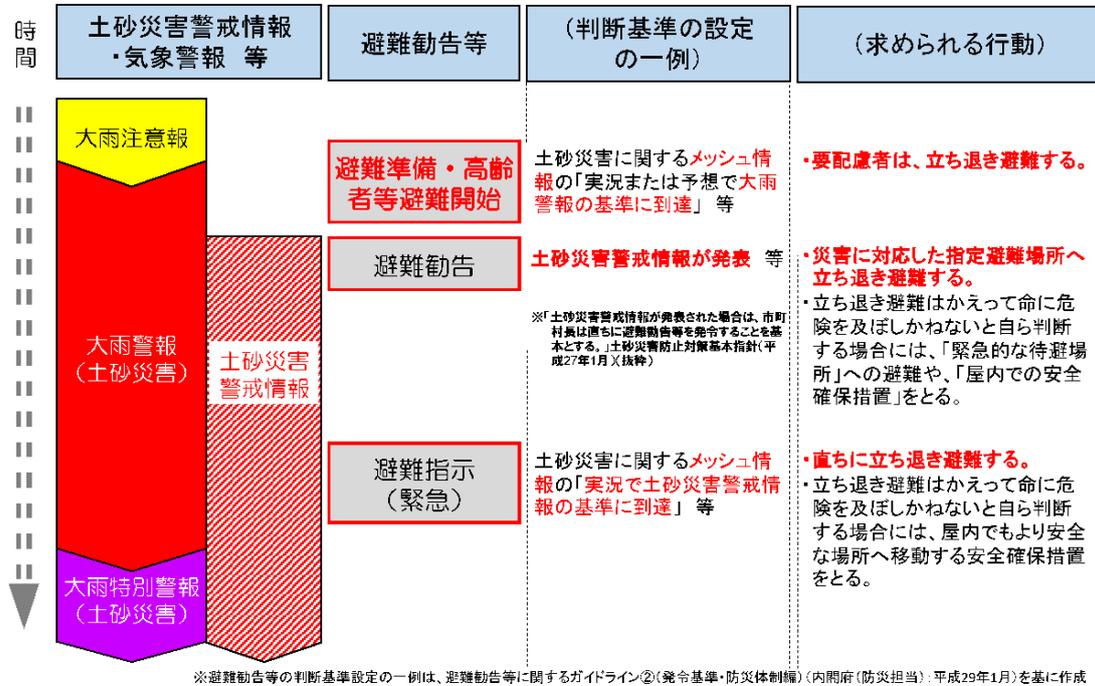


図 25 土砂災害警戒情報・気象情報・避難勧告等関係 (イメージ)

表 29 土砂災害警戒情報に関する情報

項目	発表元	説明	発表 間隔	主な提供 サイト
土砂災害警戒 情報	都道府県 (砂防部 局) と気 象庁共同	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）等が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が更に高まったときに、市町村単位で発表される。 ・市町村毎に発表されるため、面積が広い市町村では、予測精度にバラつきが乗じる場合がある。 	—	気象庁 HP 防災情報提供 システム
大雨警報（土 砂災害）の危 険度分布（土 砂災害警戒判 定メッシュ情 報）	気象庁	<ul style="list-style-type: none"> ・1 km 四方の領域(メッシュ)毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したもの。 ・避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・市町村単位の土砂災害警戒情報を補足する情報である。 	10 分毎	気象庁 HP 防災情報提供 システム
土砂災害警戒 情報を補足す る情報	都道府県 (砂防部 局)	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県毎、1~5km メッシュ。 ・ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP (http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html) から、各都道府県のページにリンクさせている。 ・市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。 	10 分 ~ 60 分毎	都道府県(砂防 部局)

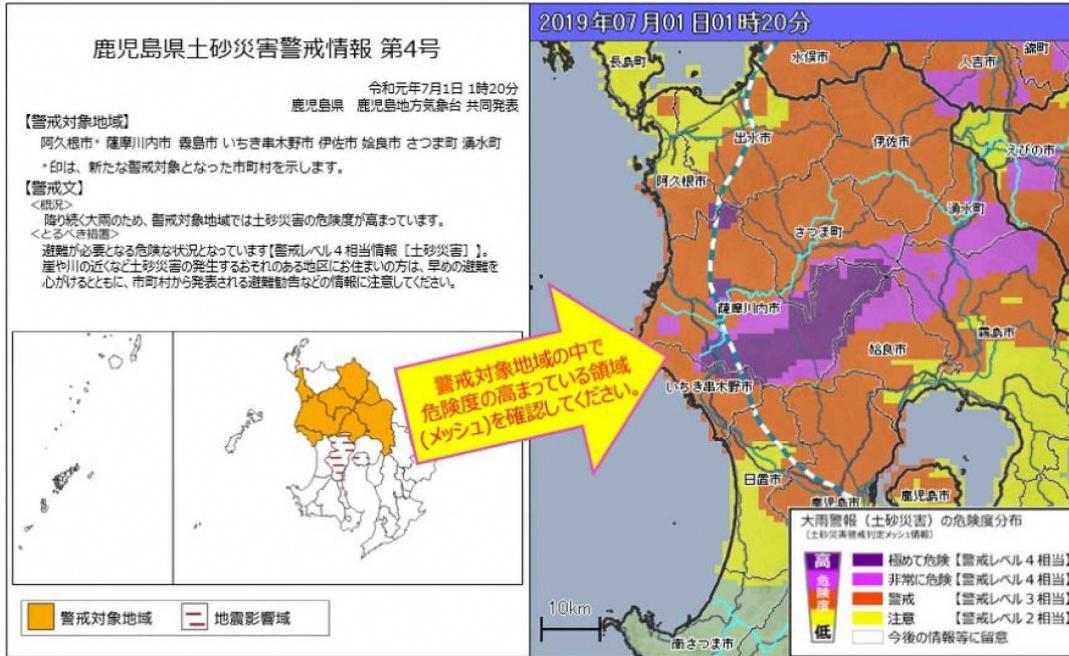


図 26 土砂災害警戒情報の事例

出典：気象庁HP「土砂災害警戒情報とは」

危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用



図 27 危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報とその利活用

出典：気象庁リーフレット「土砂災害警戒判定メッシュ情報の活用」

防災体制の円滑な確立・移行のためには、今後の雨の予測情報を収集することが非常に重要になります。例えば、気象庁HP「今後の雨（降水短時間予報）」は15時間後までの雨の範囲及び雨の強さを確認することが可能であり、本サイトを活用すれば、夕方の時点で、夜間から明日の明け方にかけてどこで大雨となる見込みかについて把握できるようになります。収集した情報を常時に活用して、明るいうちに避難を完了できるようにしましょう。

また、土砂災害は降雨のピーク時を過ぎてからも発生する可能性もあるため、雨が弱まった後もすぐに施設へ戻ることなく、避難勧告等の解除など、安全が確認されるのを待ちましょう。

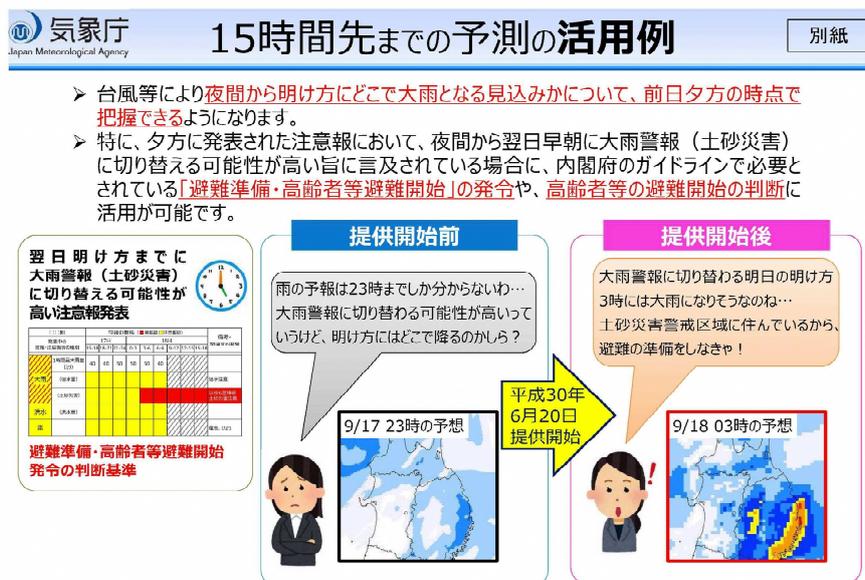
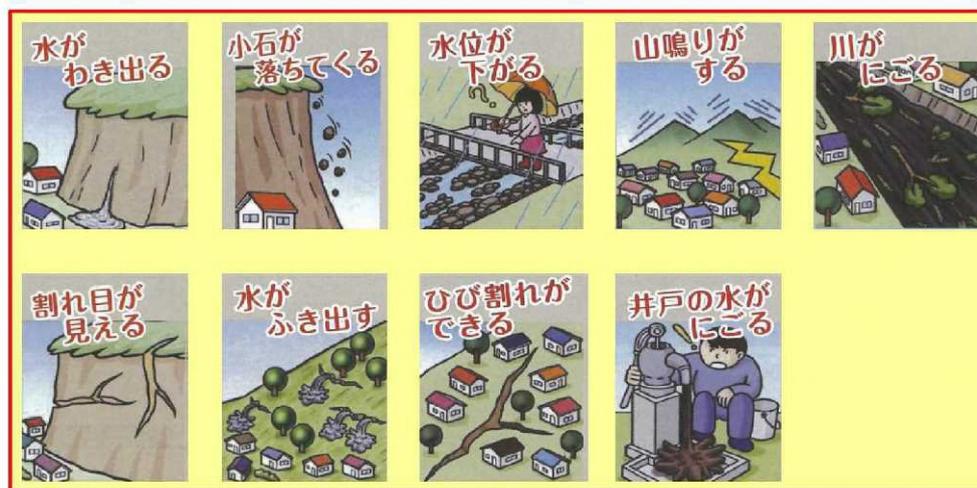


図 28 15 時間先までの予測の活用例

出典：気象庁報道発表資料「雨量分布の予報を15時間先まで延長します」

その他、土砂災害が発生する前には前兆現象がみられることがあり、警戒避難の判断指標として活用できる可能性があります。但し、斜面や山に近づくのは危険のため、施設内から確認できる範囲に留めておくことが重要です。



イラスト提供：NPO法人 土砂災害防止広報センター

図 29 土砂災害の前兆現象

(4) 地域情報の収集手段の確立

土砂災害はいつ、どこで発生するのか分かりにくいという特徴のほか、避難にあたっては身近な避難経路を設定する必要があることから、避難確保計画作成にあたっては、地域に密着した情報を効率的に入手し、計画作成に反映させること重要です。

そのため、計画作成に当たっては、地域の事情に精通した地域の自治会や自主防災組織等とも意見交換することが望ましいです。地区防災計画や地区防災マップの作成を通じ、自治会と連携もしくは情報提供を依頼して、地域の人たちしか知らないような災害時に危険な場所等の情報を共有し、それらの情報を反映して避難地図を作成することも検討しましょう。

「いざ」という時に備えて、平時より地域の自治会や自主防災組織、民生委員など、関係機関等との協力関係づくりを心掛けることが重要です。

(5) 土砂災害の警戒避難における要配慮者の避難行動

土砂災害は、降雨条件だけでなく局所的な地形・地質条件等の様々な要因が関係していると考えられ、発生場所や発生時刻の詳細を予測することが難しい災害です。また、命を失うおそれも多い災害であることから、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令時には、危険な区域から一刻も早く立ち退き避難を行うことが基本となります。

例えば、時間的な余裕がある場合は、あらかじめ市町村が定めた避難場所に速やかに避難することが重要です。しかし、時間的に余裕のない場合には、土石流が流れてくると予想される区域や危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難することが重要となります。近隣の堅牢な建物（鉄筋コンクリート造等）の高層階に移動することも有効です。小規模な斜面崩壊が想定される箇所において、既に建物の外に出て避難場所に避難することが危険な状態になった際には、建物の斜面と反対側の2階以上の部屋等に移動することも有効な場合があります。また、土石流が想定される箇所においては、通常の木造家屋では2階以上に移動しても、土石流によって建物が全壊する可能性もあることから、危険な区域の外へ退避する、もしくは堅牢な建物の高層階に避難することを基本とすべきです。さらに、土石流が流下すると予想される区域から離れる方向に土石流が到達しづらい小高い場所がある場所にはその上に移動することも考えられます。

避難確保計画を作成する際には、このような土砂災害の特性を十分に理解し、避難場所や避難経路を選定することが重要です。

また、要配慮者の被災を防ぐためには、避難場所までの移動時間及び避難方法を考慮し、避難を早期に完了させる必要があります。また、安全な状況下で避難するために、避難が夜間になると予想される場合には、日没前に避難を完了できるように避難準備・高齢者等避難等を活用するなどの措置が重要となります。早い段階であれば、市町村職員等の支援も可能になります。

(6) 土砂災害に対応した防災教育や避難訓練に必要な情報の入手方法

土砂災害防止法第8条第5項により、避難確保計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられていますが、土砂災害に対応した避難訓練を実施している事例はまだ少ないのが現状です。また、土砂災害に対する知識を十分に持った職員も多くはなく、また土砂災害に関する

基本的な情報を知る機会が少ないと考えられます。

土砂災害の基礎知識、平常時の防災、緊急避難時の役割・行動等について日頃から学習し、知識を身につけておくことが重要であり、国土交通省や都道府県では土砂災害や防災に関する出前講座を行っているところもありますので積極的に活用しましょう。

また、防災教育の実施にあたっては地域の砂防行政の経験者（砂防ボランティア等）や防災士等の有資格者の方々に関わってもらうことも有効です。

なお、定期的に土砂災害を想定した避難訓練を実施し、情報伝達体制や避難誘導の確認を実施することが重要です。施設単独の避難訓練だけでなく、毎年6月の「土砂災害防止月間」に全国各地で実施されている「土砂災害防止・全国防災訓練」等、地域で開催される避難訓練へも積極的に参加し、地域と一体となった警戒避難体制を確保させましょう。自治体の防災・福祉関係機関、民生委員、地域の自治会や自主防災組織、住民、民間企業、市民団体など、様々な主体と連携して取り組んでいくことが重要です。

また、土砂災害に対応した防災教育及び避難訓練等の実施にあたって、国土交通省の防災教育ポータルサイトや砂防部HP（「土砂災害警戒避難の好事例集」等）、内閣府（防災担当）HP等に多くの資料が掲載されておりますので、ご活用ください。

【事例】 事前の準備により全員難を逃れた事例(静岡県小山町)

- 静岡県小山町にある、特別養護老人ホーム 平成の杜は、**土砂災害警戒区域内**に存しており、**避難確保計画を作成していた**。
- 令和元年東日本台風時では、避難勧告発令後、避難確保計画に基づき、がけ側1階の利用者を2階へ避難させた。さらに降雨が続き、**近隣住民からの危険を知らせる声かけ**により、**利用者及び職員全員を2階へ移動**させた。
- その後、近くの渓流から発生した**土石流**が、**施設の1階部分に流入**したが、利用者及び職員**全員難を逃れた**。
- なお、同施設では、**日頃から近隣住民の方とともに避難訓練を実施**していた。



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事
写真提供: 静岡県小山町

日頃の訓練
の成果



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況
写真提供: 静岡県小山町

○施設管理者へのヒアリング結果

- ・今回は幸運にも被災を免れたが、少しでも判断が遅かったら被災していたとの危機感はある。
- ・避難のタイミング、判断が難しいと感じた。
- ・避難先や避難方法は、避難後の生活（被災した場合を想定した）も考慮したうえで決めておくことが重要と感じた。
- ・施設職員は営業開始当時から携わるスタッフが多く、これまでに継続してきた防災活動が職員らに蓄積されていたと感じた。仮に、職員の入れ替わりの多い施設だと、職員の防災意識を維持しておくことが難しいのではと考えられる。
- ・被災する前までは、施設そばにある「がけ」に警戒をしていたことから、がけ側に入所している利用者のみを避難させる計画としていた。しかし、近隣住民から周辺の水路があふれたとの危険を知らせる声かけがあり、職員の判断により計画とは異なる上階への移動を判断した。
- ・今回の被災を受け、1階の利用者を2階に避難（一人一人の状況に応じしばらく滞在できるような環境づくりとして、ベッドの配置などの検討も含めて）させる内容で、避難確保計画の見直しを検討する。